

【第10回コンクール 応募要領】

コンクールの趣旨

このコンクールは、自然的・社会的・歴史的に特徴のある景観を形成してきた北海道の農山漁村がより「美しく」あるため、地域の魅力と活力を高めようとする住民主体の活動を見出し、これを広く発信し、波及させていくことによって、農山漁村の振興に寄与することを旨とします。

応募対象

北海道の農山漁村において、農林水産業の生産活動との関わりがあり、地域住民が主体となって、地域づくりに取り組む次のような活動を対象とします。

- 目的や内容に以下の要素のいずれかを含み、これらを活かして地域の活性化に貢献している活動。
 - ・「生産と生活に根ざした景観の形成（景観）」
 - ・「地域で生産される農林水産物を活かした特産物づくり（地域特産物）」
 - ・「地域内交流の活性化や都市住民等地域外との交流（人の交流）」

「活動の参考例」

- 地域をあげて景観緑肥による土づくりに取り組むことによって、安全・安心な農作物を生産し、特産品化に繋げている。
- 就労継続支援事業所などから、精神・知的障がい者を持つ利用者を施設外就労として受け入れ、作物生産や加工品の製造・販売を行い通年で行っている。
- 間伐材を利用した製品の製造、販売を行いながら、地域の森林資源を守り地元の雇用も創出している。
- 地域の景観を形成している地場産の農林水産物を主材料として、生産者と商工会等が共同で新たな商品開発に取り組み、地元の農山漁村景観や農林水産物の良さを発信している。
- 生産活動によって作られる農村景観と農産物を結びつけて、消費者や子供達との体験型の交流活動を行い、農業と農村の良さを伝えている。
- 学校の活動で生徒自ら生産した農畜産物を用いて、食品の加工製造に取り組み、地域の商工会などと連携し、まちの活性化に影響を与えている。
- 地元の水産資源を使い、生産者の意向を反映した加工品の製造・販売を行うほか漁業体験、食育活動を通じて地域の振興に取り組んでいる。

応募資格

- ①住民が主体となって活動している団体であること。団体とは、任意団体のほか、NPO法人、協同組合、商工会・商工会議所、学校等を含み、企業単独、個人単独の活動は除きます。ただし、企業、個人単独であっても、その活動が地域の他の団体と連携した活動であって、地域との繋がりが明確に認められる場合は対象とします。
- ②複数のグループで構成している場合も含まれます。
- ③活動範囲が複数の市町村にまたがる場合も含まれます。

賞について

- 優秀賞** 応募していただいた団体の中から優秀な活動を選考します。
- 奨励賞** 将来性や継続性から奨励する活動を選考します。
- 大賞** 全道の優秀賞の中から先導性、モデル性の高い活動を選考します。

審査基準

次の審査項目に基づき「景観」、「地域特産物」、「人の交流」の3つの要素との関わりを含め、総合的に評価します。

- ①農林水産業の生産活動との関係性
- ②活動に対する地域住民の主体的関与の度合い
- ③継続性・持続性
- ④地域住民の理解の度合い
- ⑤個性・独創性
- ⑥地域活性化への効果

審査方法

- 優秀賞・奨励賞については、地域の有識者等で構成する「ブロック^(※)審査委員会」により現地調査に基づき審査・選考します。
- 大賞については、学識経験者等で構成する「大賞審査委員会」により審査・選考します。

(※)「ブロック」・・・各開発建設部の区域を単位とします。

応募方法及び応募先

応募用紙に必要事項を記入（入力）し、北海道開発局ホームページからの御応募か、活動団体の所在地を管轄する各開発建設部に送付又は持参にて御応募ください。

応募用紙は北海道開発局のホームページから入手できます。また、各開発建設部でも配布しております。

詳しくは北海道開発局のホームページまたは各開発建設部にお問合せください。

わが村

検索

「わが村」で検索できます。

留意事項

- 応募用紙及び添付写真等については返却できませんのであらかじめ御了承ください。
- 応募用紙の記載事項・添付写真等については、本運動の幅広いPRのための印刷物、ホームページ等への掲載に使用することを予定していますので、あらかじめ御了承願います。
- 現地調査の日程については事前に連絡いたしますので、御協力をよろしくお願い致します。
- 審査に当たり応募資料に虚偽又は受賞団体としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、表彰を取り消すことがあります。